

## 川越・東松山民商 春の運動ニュース 2/16 NO.5

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 確定申告、4/15まで簡易な方法での申請期限延長

オミクロン株の急速な拡大に伴い、3/15までだった確定申告の申請期限が4/15まで簡易な方法での期限延長が出来るようになりました。

期限延長をする場合は、右の図のように、申告書の右上に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載をします。

【所得税申告書の記載例】

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請

令和 年 月 日 令和 03 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書B FA2201

第一表 (令和)

所得税の申告以外にも、消費税、贈与税、e タックスの場合も同様です。

税額の納付期限は、「申告書を出した日」となります。郵送の場合は消印の日になりますので、先に納付を済ます方がよいでしょう。

申告書の提出が 4/16 以降になってしまう場合でも、「災害による申告、納付等期限延長申請」を添付することで、申告、納付期限の延長が受けられます。

### 集団申告は3/11「事業復活支援金」申請も踏まえ、早めに準備しよう

申告書の期限は延長が可能になりましたが、売上が 30%以上減少した場合に申請が出来る「事業復活支援金」の申請期限は 5/31 となっています。

申請方法によっては、今回の確定申告の控えを添付する必要があります。集団申告以降に、各地の公民館等で「支援金班会」を開催予定です。早めの準備を心がけ、申告書を仕上げてください。

今年の集団申告は3/11（金）に開催します。現在、2 回目の班会が始まっています。感染防止の観点から事前予約制です。クラスター発生防止の為、民商事務所での申告確認は行っていません。

### 3月の追加となった2回目班会の会場

**NEW** 3/3（木） 東松山唐子市民活動センター

- 3/2（水） 東松山唐子市民活動センター、
- 3/4（金） 高階公民館、
- 3/7（月） 北部地域ふれあいセンター、
- 3/8（火） 霞ヶ関公民館、
- 3/9（水） 中央公民館、大東公民館

### 東松山・比企地域 3・13重税反対全国統一行動

3/11（金） ホテル紫雲閣（東松山市箭弓町 2-5-14） 開場 9：15、開会 9：45

### 班会予約サイト



空状況を確認出来ます

### パソコンが出来ないと商売出来ないの!?

### 東松山北吉見支部班会、電子帳簿保存法に怒り

2/15、フレサよしみで東松山北吉見支部の班会が開催され、全支部の1 回目班会が完了しました。

野口副会長・支部長は、現在の情勢、2 年間の猶予となったものの今年から始まっている電子帳簿保存法の危険性などを報告しました。

参加者からは、「もうこの歳からパソコンを覚えるのは無理。商売を辞めろって事なのか」と怒りの声も上がりました。

### ネットなど電子取引での請求書などは、紙印刷での保存不可

電子帳簿保存法は、昨年の税制改正で 2022 年 1 月から始まっていますが、2 年間の猶予期間が定められましたので、請求書や領収書の保存は、今まで通りのやり方で問題ありません。

現在での義務化は、ネット等での取引に関するデータ保存に限られていますが、今後、すべての取引と、国税関係帳簿の電子化義務化へと進む恐れもあります。

### 申告書の変更点② 「区分」の追加

今回の確定申告書の「収入金額等」の営業・農業・不動産の文字の右側に、「区分」が追加されました。

ここでは、「電子帳簿保存法に基づき、帳簿等の保存を行っている場合【1】を記載する」など、税務署が納税者の帳簿状況を把握するための項目となっています。

「収入金額等」の記載に関しては、法律で記入が義務付けられていない為、書かなくても問題ありません。

国税庁 HP での、確定申告作成コーナーを利用する場合は、この区分を選ばないと先に進めませんので確認が必要です。

### 国の一方的な押し付けを許すな 3・13参加で申告納税制度を守らせる運動強化を

大企業の多くがペーパーレス化での電子化を取り入れていますが、中小零細企業にとっては、費用面を含め大きな実務負担となります。

消費税法では、電磁的記録を書面等に出力して保存することが可能とされています。紙であれ、データであれ、正しい申告を否定することは許されません。自ら計算し、確定した税額を申告し、納めるという申告納税制度を守らせる運動の強化が必要です。

3/13 には、全国で集団申告が行われます。行動に参加し、納税者の権利を守らせる運動を推し進めましょう。

### 編集幸喜

昨年の申告から、医療費控除のレシートや領収書が税務署に提出できなくなっています。市や町から届く「医療費のお知らせ」のハガキを添付することで、レシートの代わりにすることが出来ます。自治体によっては再発行が可能な場合もあります。しかし、このお知らせ、10 月分までしか記載されていないので、11 月・12 月の医療費に関しては、明細書に記載する必要があります。家族の医療費、病院までの交通費や、介護保険での介護施設・老人ホームの一部費用なども対象になりますので、昨年支払った医療費が多かった方は忘れず申告しましょう。控除になる額は、所得の 5%、もしくは 10 万円を引いた額になります。

